5　国土交通大臣は、第２項において準用する航空法第47条から第47条の３まで及び第131条の２の５の規定並びに第３項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 ６・７　（略） 第19条　（略）

（裏）

第21条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第17条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 （略）
（略）

第２号様式（第３条関係）

（表）

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 （空港法の特例等） （略） 第19条　（略） （略）

第３号様式（第５条関係）

（表）

（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 （航空法の特例） 第12条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第６項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の２第

5　国土交通大臣は、第２項において準用する航空法第47条から第47条の３までの規定及び第３項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 ６・７　（略） 第17条　（略）

（裏）

第19条　国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。 （略）
（略）

第２号様式（第３条関係）

（表）

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 （空港法の特例等） （略） 第17条　（略） （略）

第３号様式（第５条関係）

（表）

（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 （航空法の特例） 第12条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第６項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の２第